

# マルヨシセンター観音寺店

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告  
平成十八年四月二十八日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルヨシセンター観音寺店 観音寺市植田町南原一〇一七番地ほか
- 三 法第八条第一項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要  
営業時間の延長により、特に深夜営業時は、警備員の巡回を行うなど、防犯対策を講じること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
  - 1 意見を提出した者  
観音寺商工会議所
  - 2 意見の概要  
大規模小売店を設置する者が配慮すべき指針事項（交通対策・騒音対策・廃棄物対策・その他等）について明記されたことを厳守すること。また地域と連携した地域活性化事業（イベント・祭事・地産地消）等地域振興について社会的責任（協力）を果たすこと。
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - 1 縦覧場所  
香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課
  - 2 縦覧期間  
平成十八年九月十五日（金曜日）から同年十月十六日（月曜日）まで